

記入例

(裁判離婚)

離婚届

令和 ● 年 ● 月 ● 日 届出

東京都府中市 長 殿

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。
文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

離婚届を提出する日付を記入してください。

離婚届と同時に転入届(転居届)を出す場合は、転入(転居)後の内容を書いてください。転出届を同時に出す場合は転出前の内容を書いてください。

離婚届だけでは住所や世帯主は変わりません。開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

戸籍簿に記載されている父母(養父母)を現在の氏名で記入してください。父母(養父母)が亡くなっている場合も記入してください。

通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
妻	コマ <input type="checkbox"/> 無
不変	無
通知	コマ <input type="checkbox"/> 無
使者	コマ <input type="checkbox"/> 無
送付	無

住所を定めた年月日	
夫	
妻	

記入不要

(フリガナ)	夫 フチュウ タロウ	妻 フチュウ ハナコ
氏名	府中 太郎	府中 花子
生年月日	昭和 元 年 12 月 31 日	昭和 平成 63 年 1 月 1 日
住所 (住民登録をしているところ)	東京都府中市宮西町2丁目24番地の1 アパートマンション101	東京都府中市西府町1丁目60番地の1
本籍 (外国人のときは国籍だけを記入してください)	東京都 府中市 寿町 2丁目 19 番地 1 の1	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 <small>右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に書いてください</small>	夫の父 府中 一郎 続き柄 長 男 母 府中 ひばり 続き柄 長 男 養父 長男、二男、三男… 続き柄 長 男 養母 養子 続き柄 養子	妻の父 東京 一都 続き柄 二 女 母 窓口 けやき 続き柄 二 女 養父 窓口 努 続き柄 養父 養母 養女 続き柄 養女
離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停 令和 ● 年 ● 月 ● 日 成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日 確定 建物名や部屋番号は本籍に含まれないので、記入しないでください。	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる (フリガナ) マドグチ ハナコ 東京都 府中市 府中町 2丁目 24 番地 8 の8 筆頭者の氏名 窓口 花子	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 府中 春男 母(妻)が親権を行う子 府中 夏男 府中 秋子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 夫 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を理解し、真意に基づいて合意した。 妻 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を理解し、真意に基づいて合意した。	

【未成年の子がいる場合】
子の親権について父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。
※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子どもの氏名(フルネーム)を記入してください。
→親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し、届出を行ってください。
※親権者を定めても子の戸籍(氏)に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

日中連絡のつきやすい番号を記入してください。

連絡先	夫 () -
	妻 (●●●)●●●●-●●●●

(6)	同居の期間	平成 ● 年 ● 月 から 令和 ● 年 ● 月 まで
(7)	別居する前の住所	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 の住所と同じ (左記以外の場合) 丁目 番地 番号 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(8)	別居する前の世帯のおも仕事	
(9)	夫妻の職業	夫の職業 専門・技術職 妻の職業 事務職 夫の職業 事務職 妻の職業 専門・技術職
(10)	その他	裁判の申立人(提起者)の署名(相手方の署名は不要です。)
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 妻 府中 花子 印

裁判での離婚の場合、証人は不要です。

裁判の申立人(提起者)の署名(相手方の署名は不要です。)

①届出人が婚姻前の氏にもどる者の場合
＜旧姓にもどりたい場合＞
もとの戸籍にもどる: 婚姻直前の本籍・筆頭者の氏名 新しい戸籍をつくる: 新しい本籍・旧姓にもどる方本人の氏名
 ※もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、新しい戸籍をつくることになります。
 ＜婚姻中の氏を継続したい場合＞
 この欄は空欄です。「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を同時に提出してください。別に提出する場合には、一度婚姻前の氏に戻ります。
 ②届出人が婚姻前の氏にもどる者でない場合
 原則旧姓にもどり、婚姻直前の戸籍にもどり。もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、もとの戸籍と同意番に新本籍を編成します。
 ＜旧姓で新しい戸籍をつくりたい場合＞
 その他の欄に旧姓にもどる夫(妻)が新戸籍をつくる旨を記載します。
 例 新戸籍編製の申出をします 新戸籍 ○○県○○市○○町○丁目○番地 府中 花子 (署名)
 ＜婚姻中の氏を継続したい場合＞
 離婚届の届出人が「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を預かり、離婚届と同時に提出を行う

未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
 離婚後の子育ての分担について
取決めをしている。 まだ、決めていない。
 子育ての分担: 子の身の回りの世話を期間で分担し、父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うという。 まだ、決めていない。
 親子交流について
取決めをしている。 まだ、決めていない。
 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的なこと。父母双方が定期的、継続的に子育てをする取決めを「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について
取決めをしている。 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないのと取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

【未成年の子(養育費は経済的に自立していない子)がいる場合】
「離婚後の子育ての分担」「親子交流について」「養育費の分担について」のそれぞれ当てはまる箇所にチェックを入れてください。

【お問い合わせ】
府中市役所 総合窓口課 記録係
電話: 042-335-4555